

農業者年金の 現況届

農業者年金の現況届は、受給権者が引き続き年金を受給する資格があるか否かについて毎年1回、届け出により確認するためのものです。

毎年5月末に本人宛に送付されますので、自ら記入して6月1日以降に長島町農業委員会もしくは事業推進課に提出してください。

現況届は、経営移譲年金と農業者老齢年金の2種類があります。自ら記入できない方は、代理人が受給権者欄と代理人欄を記入してください。締切日は、6月末日ですが、提出漏れが無いよう早目の提出をお願いします。期限内に届け出が無いと年金の支払いが差し止められます。死亡されている場合は、現況届の提出は不要ですが、ご遺族の方が農協で死亡届の手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

長島町農業委員会事務局

Tel 0996・86・1111
内線2211

妊婦健診の 公費負担が5回に

町では、妊婦さんがより健診を受けやすくなるように、妊婦健診の公費負担をこれまでの2回から5回に増やします。早期に妊娠届けをして、第1回目の健診は妊娠第8週前後に受けるようにしましょう。

妊婦さんは特に気がかりなことがなくても、身体にはいろいろな変化がおこっています。健診は少なくとも毎月1回、第24週以降は月2回以上、第36週以降は毎週1回、医療機関等で一般健康診査を受けましょう。胎児の育ち具合や血圧、尿などの状態をみてもらい、特に妊娠糖尿病や早産の危険性にも注意しましょう！
妊娠中はふだんより一層健康に気をつけるようにしましょう。

商業統計調査を 実施します

町では平成19年6月1日現在で「平成19年商業統計調査」を実施します。

この調査は、経済産業省―都道府県―市区町村を経由して全国一斉に行われる統計調査で、統計法などの法令に基づき実施されます。

調査の対象は、卸売・小売業を営むすべての事業所（店舗）、個人業主です。

県知事から任命された統計調査員が、5月下旬から調査のお願いに伺います。

（注：統計調査員は、写真付き身分証を携行しています。）

調査の結果は、国や都道府県、市町村における商業の振興、中心街地の活性化などを進めるうえでの重要な基礎資料として活用されます。また、個々の民間事業所が経営方針を作る際にも広く活用されます。

提出いただいた調査票は統

計法により厳格にその秘密は守られます。また、統計上の目的以外に使用することはありません。

平成19年度 自衛官等の募集

防衛省では、自衛官を募集しています。

■2等陸・海・空士（男子）
資格

18歳以上27歳未満の方
・受付期間

年間を通じて実施
■技術海上幹部
資格

大卒38歳未満の方
・受付期間

平成19年5月7日～25日
■技術海曹
資格

20歳以上で国家免許資格取得者等、工科系大学・短大・高専卒（見込含む）の方
・受付期間

平成19年5月7日～25日
【問い合わせ先】

役場総務課

Tel 0996・86・1111